

羽田再拡張D滑走路建設工事山砂安全連絡会 会則

(名 称)

第1条 本会は、「羽田再拡張D滑走路建設工事山砂安全連絡会」と称する。

(目 的)

第2条 本会は、羽田再拡張D滑走路建設工事に使用する山砂の運搬に関し、千葉県、千葉県警察、木更津市、市原市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、国土交通省関東地方整備局（以下、「関東地整」と言う。）、同省関東運輸局千葉運輸支局、羽田再拡張D滑走路建設工事共同企業体（以下、「D滑走路JV」と言う。）および羽田空港山砂納入安全協議会（以下、「協議会」と言う。）が相互に連携し、安全かつ環境に配慮した山砂の運搬に資することを目的とする。

(委 員)

第3条 本会は、別紙委員をもって構成する。なお、委員を交代する場合は、遅滞なく本会に報告しなければならない。

(会 議)

第4条 本会は、協議の必要な事案が生じた場合に随時開催する。

2 本会の招集は、事務局が千葉県と調整の上行う。

(業 務)

第5条 本会は、次の事項について協議するとともに、その結果に基づき協議会を指導する。

- 1) 運搬ルール／ルート
- 2) 交通安全対策
- 3) 環境・道路保全対策
- 4) クレーム処理
- 5) その他（地域社会への貢献等）

2 本会の業務範囲は、山砂の採取場からストックヤードへの運搬および仮置、岸壁における土砂運搬船への積み込みまでとする。

(事務局)

第6条 本会の事務局は、関東地整、D滑走路JVおよび協議会に置き、相互に連携して会員相互および関連団体との連絡調整、会議の運営、その他庶務全般を行う。

2 関東地整の事務局は、東京都大田区羽田空港3-3-1に置く。

3 D滑走路JVの事務局は、東京都江東区青海2丁目地先、中央防波堤外側埋立地（その1）に置く。

4 協議会の事務局は、木更津市潮見4-18-8に置く。

(会則の改廃)

第7条 この会則の改廃は、委員による会議の決議による。

附則 この会則は、平成18年12月20日より施行する。

この会則は、平成19年 6月13日より施行する。

この会則は、平成19年 8月31日より施行する。

羽田再拡張D滑走路建設工事山砂安全連絡会 委員

千葉県	環境生活部	環境政策課長	
同	同	大気保全課長	
同	同	交通安全対策課長	
同	商工労働部	保安課長	
同	同	企業立地課長	
同	県土整備部	次長	
同	同	県土整備政策課長	
同	同	技術管理課長	
同	同	道路環境課長	
同	同	港湾課長	
同	同	千葉地域整備センター	市原整備事務所長
同	同	同	千葉港湾事務所長
同	同	君津地域整備センター	所長
同	同	君津地域整備センター	木更津港湾事務所長

千葉県警察本部	交通部	交通企画課長	
同	同	交通指導課長	
同	同	交通規制課長	
同	同	高速道路交通警察隊長	
千葉県警察	木更津警察署	署長	
同	君津警察署	署長	
同	富津警察署	署長	

木更津市	企画部長	
同	土木部長	
市原市	環境部長	
同	土木部長	
君津市	経済部長	
同	建設部長	
富津市	経済環境部長	
同	建設部長	
袖ヶ浦市	環境経済部長	
同	土木部長	

関東地方整備局	東京空港整備事務所	所長	
同	港湾空港部	港湾空港企画官	

関東運輸局 千葉運輸支局長

羽田再拡張D滑走路建設工事共同企業体	現場代理人
同	工事長

羽田空港山砂納入安全協議会	会長
同	活動実行委員長